

はじめての保活ガイドブック 『0歳児クラス・1歳児クラス編』 目次



[園の種類](#) (P.2～5)

[支給認定](#) (P.6～10)
※ 3号、新認定等

[保育料](#) (P.11～15)

[さまざまな
保育サービス](#) (P.16～17)
※ 預かり保育、一時預かり等



[見学ポイント](#) (P.18)

[園の一覧](#) (P.19)

[空き状況](#) (外部リンク)

[マッチング](#)
※ 希望条件で施設マッチング
(外部リンク)



[申込方法](#) (P.20～22)

[利用調整基準](#) ([R7](#))
(外部リンク)

[利用案内](#) ([R7](#))
※ 堺市受付分 (外部リンク)



[問い合わせ先](#) (P.23)

[よくある質問](#)
※ 堺市受付分 (外部リンク)



[各区役所ページで
情報発信しています。](#)
(P.24)



認定こども園

認定こども園：教育と保育を一体的に行う施設のこと。

[保育所](#)

[地域型保育事業](#)

小規模・家庭的
事業所内等

[認可外保育施設](#)

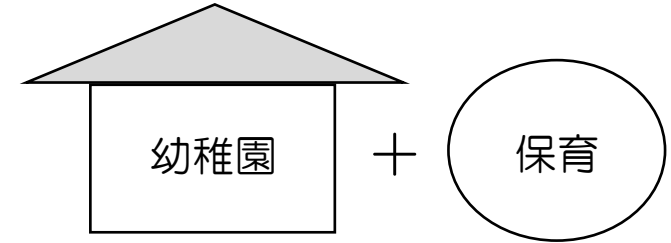
【幼保連携型】



土曜日開所あり
給食の提供あり

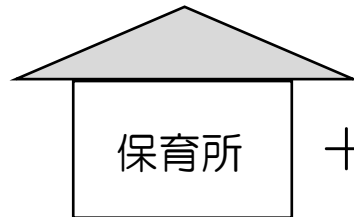
※教育時間の設定あり

【幼稚園型】



※教育時間の設定あり
土曜日の開所は園にご確認ください。

【保育所型】



土曜日開所あり
給食の提供あり

※教育に規制がないため児童のペースに合わせやすい。

【地方裁量型】

堺市にはありません。

公立：堺市が運営しています。保育士が堺市職員です。
私立（民間）：法人が運営しています。各園で特色が異なります。

[目次に戻る](#)



[認定こども園](#)

保育所：保育に特化した施設のこと。



保育所

【保育所】



土曜日開所あり
給食の提供あり

[地域型保育事業](#)

小規模・家庭的
事業所内等

[認可外保育施設](#)

[目次に戻る](#)

私立（民間）： 法人が運営しています。各園で特色が異なります。

[認定こども園](#)

地域型保育事業：規模が小さめのアットホームな施設のこと。

※「卒園後はどうなるの?」、「利用してみてどうだった?」など
地域型保育事業の情報を発信しています。詳しくは[こちら](#)。（外部リンク）

[保育所](#)

【家庭的保育事業】

保育
施設

0～2歳児クラス
定員：5人まで

【事業所内保育（地域枠）】

保育
施設

0～2歳児クラス
定員：19人まで

※事業所内の施設スペースを地域にも提供

【小規模保育事業】

保育
施設

0～2歳児クラス
定員：6～19人

地域型保育事業

小規模・家庭的
事業所内等

[認可外保育施設](#)

【特区小規模保育事業】

保育
施設

3～5歳児クラス
(0～5歳児クラスの場合もあります)
定員：6～19人

【居宅訪問型】

堺市にはありません。

[目次に戻る](#)

[認定こども園](#)

[保育所](#)

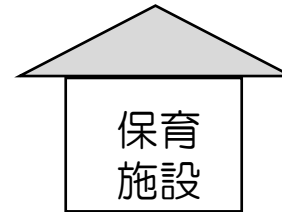
[地域型保育事業](#)

小規模・家庭的
事業所内等

認可外保育施設

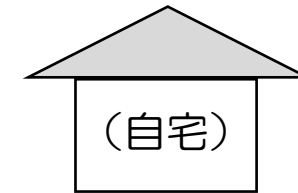
認可外保育施設：「認可外保育施設指導監督基準」（厚生労働省）を満たす施設のこと。

【認可外保育施設】



【居宅訪問型】

(ベビーシッター)

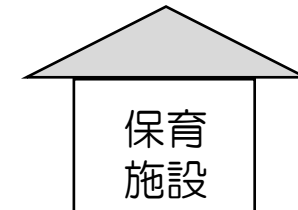


【事業所内保育施設】

(従業員のみ)



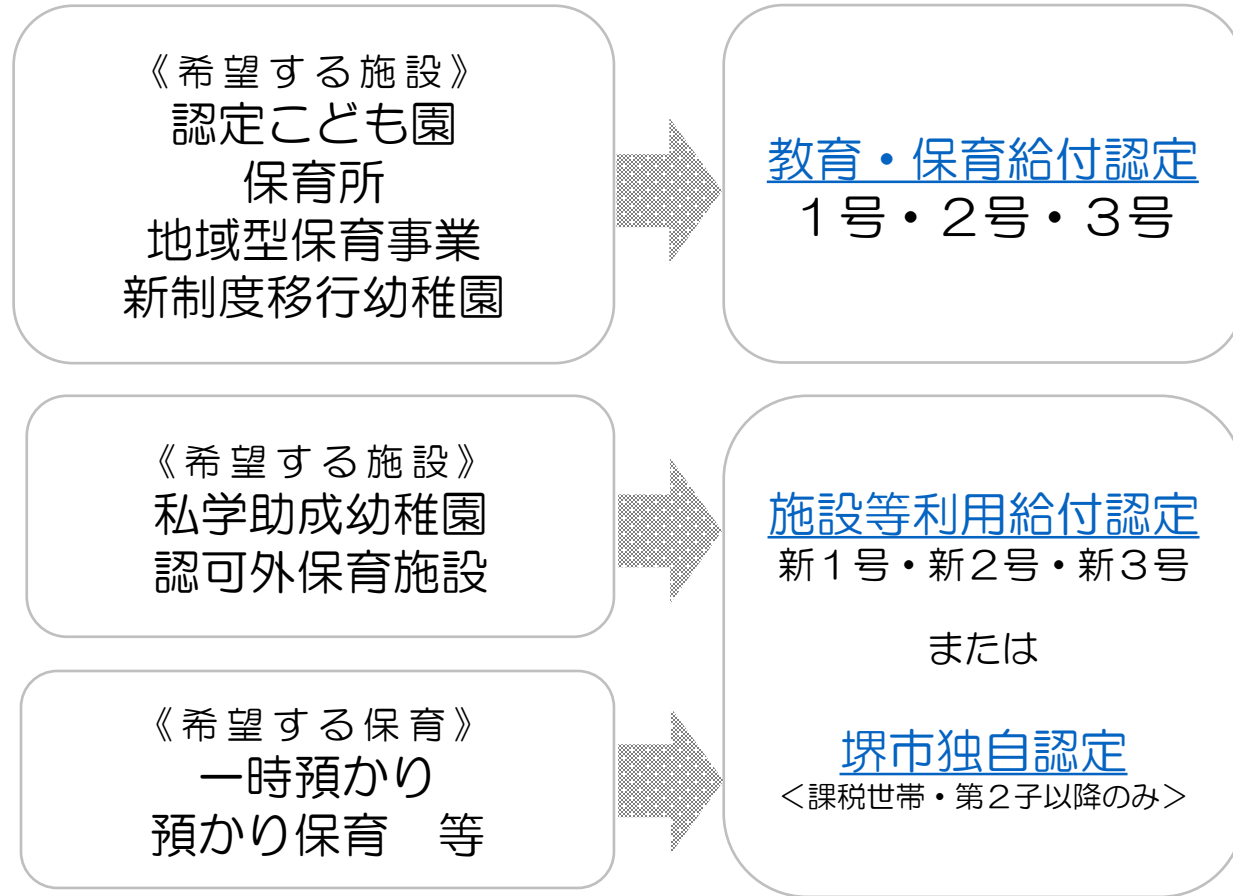
【企業主導型保育施設】



[目次に戻る](#)



支給認定は、保育・教育サービスを受けるために必要です。
保育が必要な理由や保育時間を市が認定します。



※延長保育・預かり保育・一時預かりの違いは[こちら](#)。

支給認定について

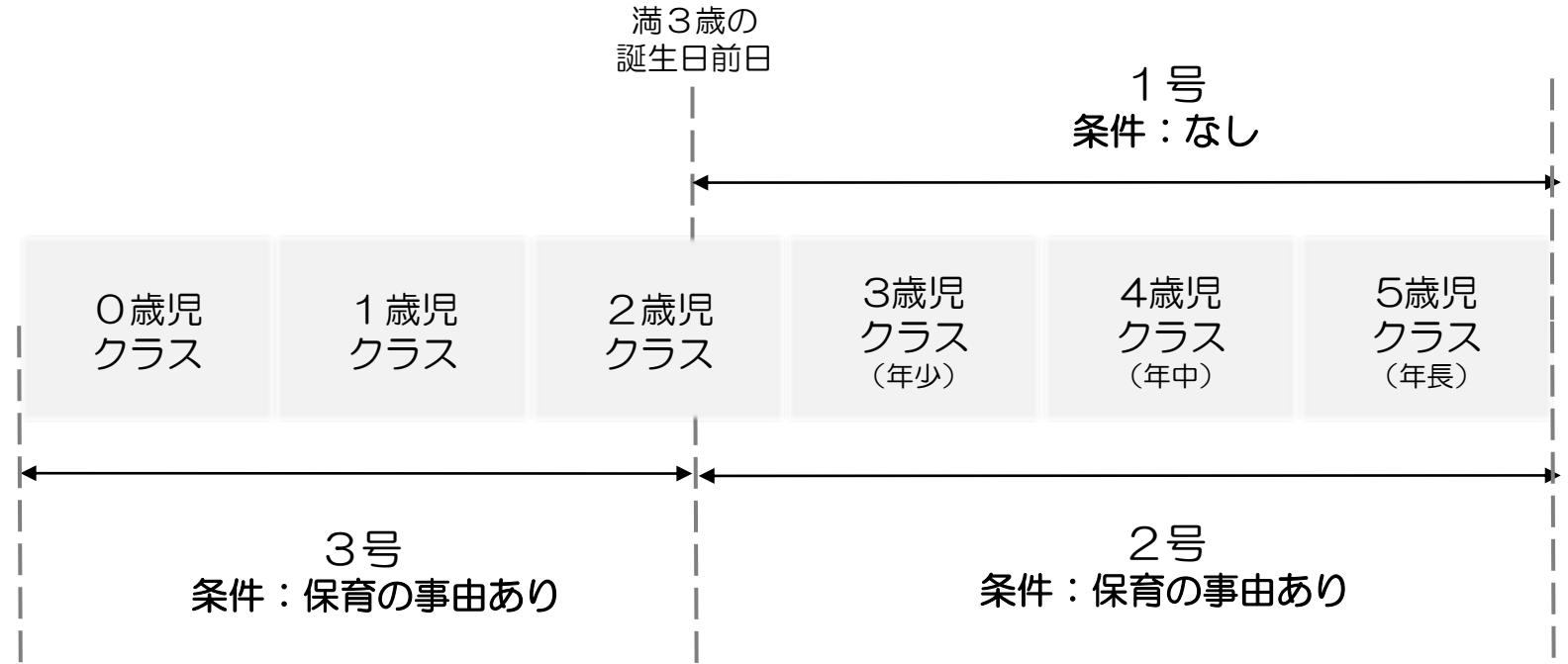
[目次に戻る](#)



教育・保育給付認定

[施設等利用給付認定](#)

[堺市独自認定](#)



【保育の事由とは】

日中に子どもを保育できない理由のこと。（就労・疾病・介護・求職活動等）
入所申込み時（2号・3号）に、理由に合った証明書等の提出が必要です。
詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

[BACK](#)



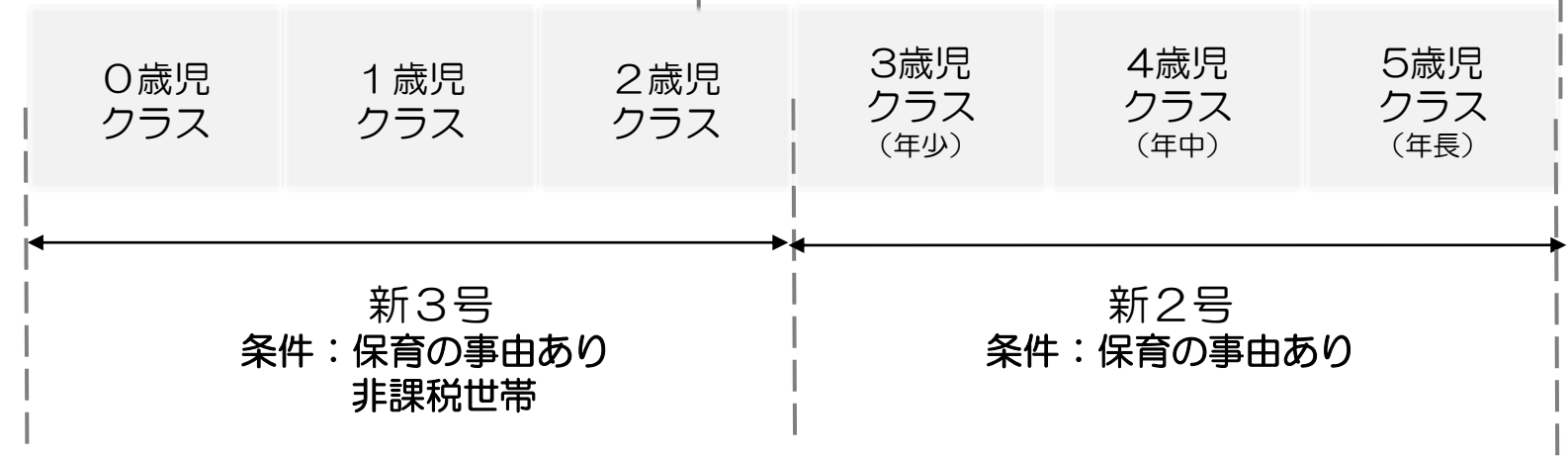
[教育・保育給付認定](#)

施設等利用給付認定

[堺市独自認定](#)


 「**新**認定（**新**○号）」とは
 施設等利用給付のことです。
 2019年に新しく始まったため
 「**新**」がついています。

満3歳の
誕生日前日



【保育の事由とは】
 日中に子どもを保育できない理由のこと。（就労・疾病・介護・求職活動等）
 理由に合った証明書等の提出が必要です。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

【預かり保育料の還付】
 預かり保育を利用する場合、上限はありますが、新2号・新3号認定は料金が還付されます。
 還付について、[詳しくはこちら](#)。

[BACK](#)

[教育・保育給付認定](#)

[施設等利用給付認定](#)

堺市独自認定

0歳児
クラス

1歳児
クラス

2歳児
クラス

3歳児
クラス
(年少)

4歳児
クラス
(年中)

5歳児
クラス
(年長)

堺市独自
条件：保育の事由あり
課税世帯
第2子以降



私学助成幼稚園や認定こども園等の堺市独自認定は、3歳の誕生日を迎えてからその年度末までです。

【保育の事由とは】

日中に子どもを保育できない理由のこと。（就労・疾病・介護・求職活動等）理由に合った証明書等の提出が必要です。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

【預かり保育料の還付】

預かり保育を利用する場合、上限はありますが、堺市独自認定は料金が還付されます。還付について、[詳しくはこちら](#)。

[BACK](#)



保育を必要とする事由

条件（保護者の状況）

提出書類

就労	月64時間以上就労している	①就労証明書 ＊育休（産休）後復職誓約書
妊娠・出産	妊娠中または産後間がない	①申立書 ＊母子健康手帳
病気等	病気、負傷、精神もしくは心身に障害がある	①申立書 ②診断書や障害者手帳など
介護・看護	親族を常時介護または看護している	①介護・看護状況申告書 ＊診断書や障害者手帳など
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	①申立書 ＊罹災証明書
求職活動	求職活動を継続的に行っている	①申立書 ＊求職活動状況が確認できる資料
就学	就学している	①申立書 ②就学時間が確認できる資料 ＊在学証明書または合格通知
その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合	＊事情により異なります。

＊は状況に応じて提出が必要な書類です。詳しくは利用案内をご覧ください。



保育料は、[どの支給認定を受けるか](#)で異なります。

[認定こども園・保育所・地域型保育事業](#)

※小規模・家庭的・事業所内保育等はこちらです。

[認可外保育施設](#)

保育料について



認定こども園



保育所



地域型保育事業

小規模・家庭的
事業所内等

[認可外保育施設](#)

3号認定

保育料

市が
決定

+

諸費用

園が
決定



堺市の保育料は[こちら](#)。(外部リンク)
給食代は保育料に含まれています。

1～3いずれかに当てはまる方は保育料が0円です。

1. 一番上のお子さんから数えて第2子以降のお子さん
2. 非課税世帯のお子さん
3. [ひとり親世帯など](#)で市民税所得割額が
77,101円未満の世帯のお子さん

[※いつの所得をみるの？](#)

[BACK](#)



[認定こども園](#)

[保育所](#)

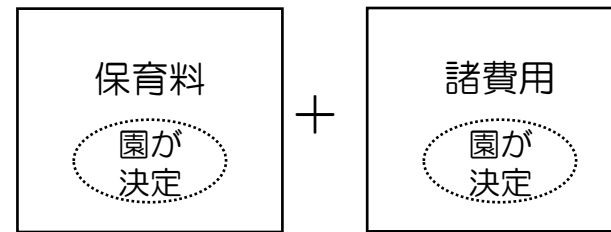
[地域型保育事業](#)

[小規模・家庭的
事業所内等](#)



認可外保育施設

認可外保育施設

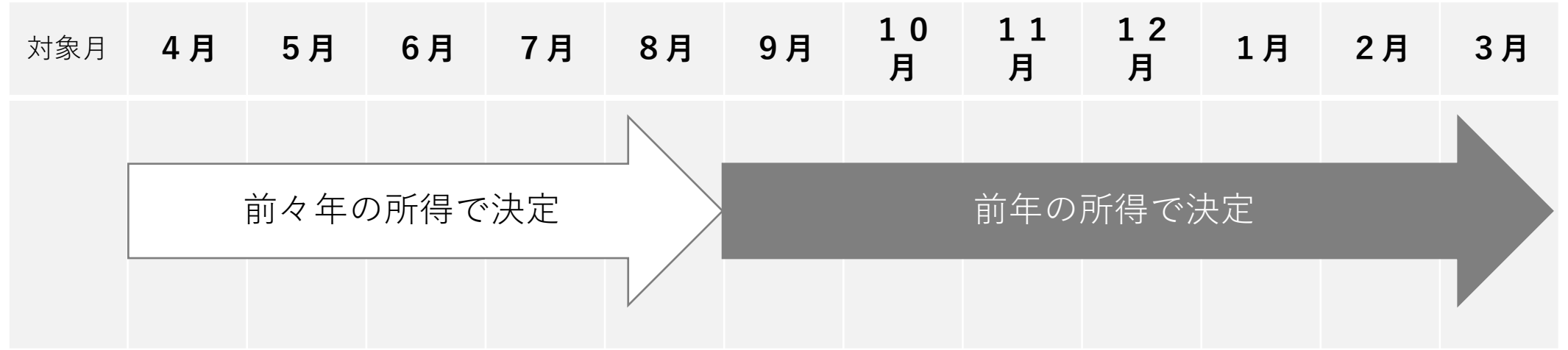


1 または 2 の方は保育料が還付されます。
還付について、[詳しくはこちら](#)。

1. 新3号認定のお子さん
2. 堺市独自認定のお子さん



いつの所得で決まるの？



- ポイント1. 約1年前の所得による市民税所得割額で保育料が決定します。
ポイント2. 保護者の市民税所得割を合算します。

※納税通知書の市民税所得割で概算できますが、
税額控除等の関係で実際と異なる場合があります。



例えば、令和7年4月～令和7年8月の保育料は、前々年：令和5年1月～12月の所得で決定します。
令和7年9月～令和8年8月の保育料は、前年：令和6年1月～12月の所得で決定します。



ひとり親世帯などに該当する世帯

- ①ひとり親世帯
- ②身体障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯
- ③療育手帳の交付を受けている人がいる世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯
- ⑤特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯
- ⑥国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金などの受給者がいる世帯
- ⑦その他、保護者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者など、特に困窮していると市長が認めた世帯



[預かり保育・延長保育・一時預かりの違いって？](#)

【認定こども園・保育所・地域型保育事業】 (外部リンク)

[延長保育](#)
[預かり保育](#)
[一時預かり](#)

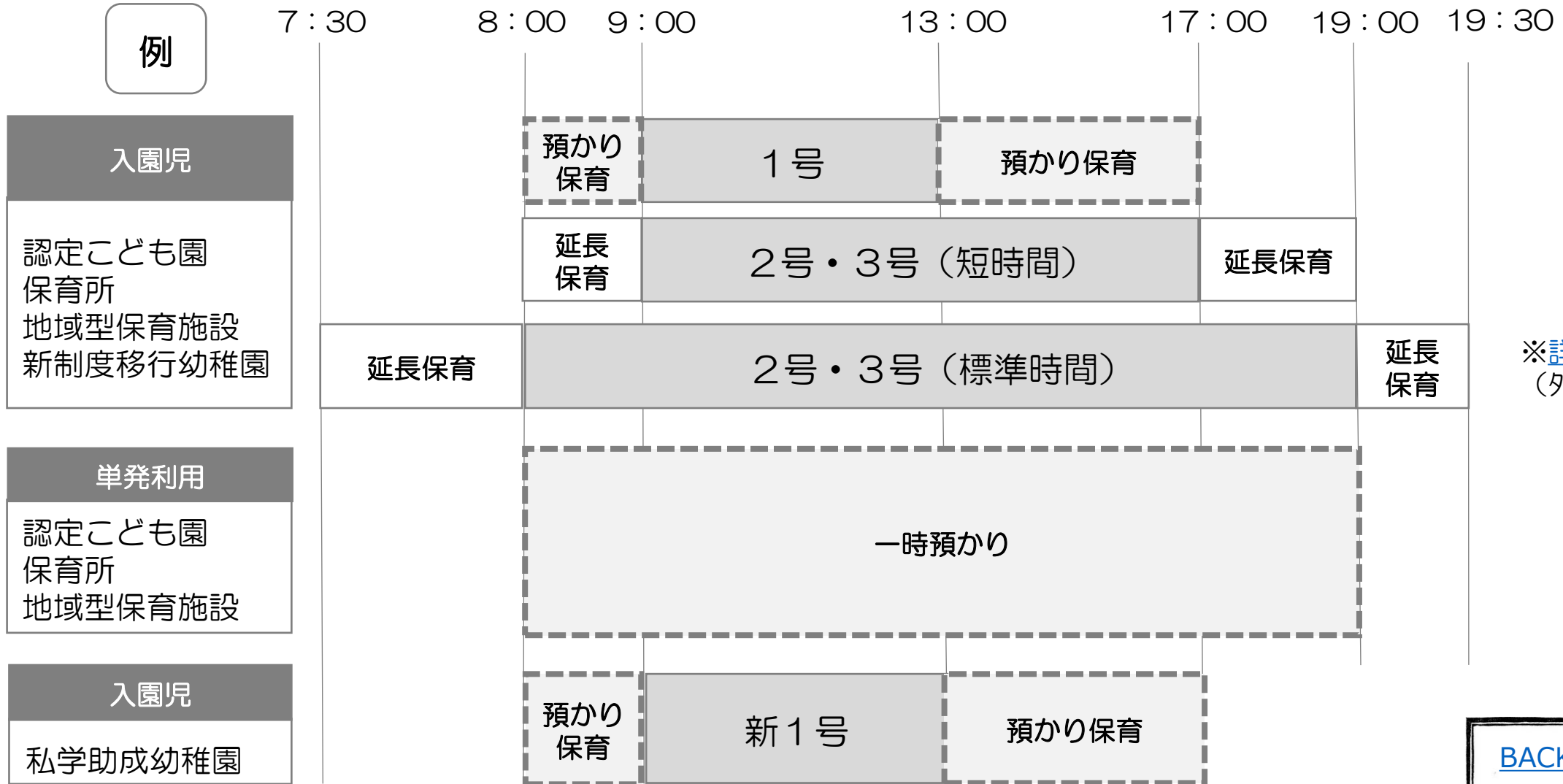
[休日保育](#)
[さかいマイ保育園](#)
[緊急一時保育](#)

さまざまな
保育サービス



預かり保育・延長保育・一時預かりの違いって？

※開（閉）園時間や保育時間は園によって異なります。
※預かり保育後に延長保育がある園もあります。各園にお問い合わせください。



※詳しくはこちら
(外部リンク)





見学時のポイント



通園距離・方法について

- ☐ 駐車場・駐輪場はあるか
- ☐ （徒歩の場合）雨天も送迎可能か
- ☐ （徒歩の場合）持ち帰り布団・オムツはあるか

料金について

- ☐ 初期費用はいくらか
- ☐ 進級時に費用はかかるか
- ☐ 月々の実費負担はいくらか
- ☐ （バスの場合）送迎バスの料金はいくらか

園の方針や雰囲気について

- ☐ 安心して子どもを預けられるか
- ☐ 保育士さんとコミュニケーションがとりやすいか
- ☐ 園の方針は子どもにとって魅力的か
- ☐ 保護者参加の行事頻度はどれくらいか
- ☐ 参観や保護者会はあるか

その他

- ☐ 防犯対策が整っているか
- ☐ 避難訓練の頻度はどれくらいか
- ☐ 災害時の避難所までのルートや移動方法は
- ☐ 休園日や保育協力日はいつか
- ☐ 日々の連絡帳の提出方法は

[目次に戻る](#)



[認定こども園](#)

[保育所](#)

[地域型保育事業](#)

※小規模・家庭的・事業所内保育等

[認可外保育施設](#)

園の一覧について

[目次に戻る](#)

[認定こども園](#)

[保育所](#)

[地域型保育事業](#)

※小規模・家庭的・事業所内保育等

[認可外保育施設](#)

申込方法について



認定こども園



保育所



地域型保育事業

小規模・家庭的
事業所内等

[認可外保育施設](#)

【一時預かり】

各園にお申込みください。

※新3号認定、堺市独自認定はオンラインで
受付しています。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

【3号認定】

各区役所子育て支援課にお申し込みください。

※オンラインでお申し込みください。
詳しくはこちらをご覧ください。（[R7](#)）

※利用調整基準（[R7](#)）に従い、堺市が入所調整を行います。





[認定こども園](#)

[保育所](#)

[地域型保育事業](#)

小規模・家庭的
事業所内等



認可外保育施設

各園にお申込みください。

※新3号認定・堺市独自認定はオンラインで
受付しています。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。



園から支給認定証（保育の必要性）の提出を求められた場合は、
堺市の各区役所子育て支援課にお問い合わせください。

[BACK](#)

各区子育て支援課

園選びのご相談

堺市利用調整について

各種申込みについて

[子育て支援コーディネーター](#)へのご相談

※堺市ホームページへジャンプします。

お気軽に
ご相談ください。



堺区子育て支援課	TEL 072-222-4800
中区子育て支援課	TEL 072-270-0550
東区子育て支援課	TEL 072-287-8198
西区子育て支援課	TEL 072-343-5020
南区子育て支援課	TEL 072-290-1744
北区子育て支援課	TEL 072-258-6621
美原区子育て支援課	TEL 072-341-6411

幼保政策課

預かり保育の還付について

無償化制度について

親子さかすくナビについて
(空き施設検索・マッチング)

TEL 072-228-7173

各園

園の見学について

園の諸経費について

[各施設一覧へ](#)



各区役所子育て支援課のページでも情報発信しています。
クリックすると堺市ホームページへジャンプします。（外部リンク）

[堺区子育て支援課](#)

TEL 072-222-4800

[西区子育て支援課](#)

TEL 072-343-5020

[中区子育て支援課](#)

TEL 072-270-0550

[南区子育て支援課](#)

TEL 072-290-1744

[北区子育て支援課](#)

TEL 072-258-6621

[美原区子育て支援課](#)

TEL 072-341-6411

[東区子育て支援課](#)

TEL 072-287-8198

